

〔 風水害等対策編 〕

第1章 総則

第1節 計画の方針

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、紀宝町の地域に係る風水害等に関する対策について、その基本を定め、住民及び事業所等の積極的な協力のもとに防災活動を効果的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減することにより、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2項 用語

この計画において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 町防災会議 | 紀宝町防災会議 |
| 4 本部（長） | 紀宝町災害対策本部（長） |
| 5 町計画 | 紀宝町地域防災計画 |

第3項 計画の習熟及び修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは町防災会議に諮り修正するものとする。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行う。

- 1 町防災会議は、関係機関の意見を聞き、防災計画修正（案）を作成する。
- 2 町防災会議は、作成した防災計画修正（案）について基本法第42条第3項の規定により県知事と協議する。
- 3 町防災会議を開催し、防災計画を審議、決定する。
- 4 基本法第42条第4項の規定に基づき、住民等にその要旨を公表する。

なお、公表の手段としては、広報紙等により周知するものとする。

又、この計画は、町職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、住民及び事業者の協力のもとその実現を図る。

第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱

1 紀宝町

防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難勧告又は指示
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受入れに関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災町営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時における交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施
- (18) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (19) その他災害の発生の防衛及び被害拡大防止のための措置
- (20) 関係機関への応援要請

2 三重県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、県の地域における防災対策を推進するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査

- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受入れに関する措置
- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 災害時の混乱防止、その他公安の維持
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (19) その他災害の発生の防御と被害拡大防止のための措置

3 消防（熊野市消防本部・熊野市消防署紀宝分署）

- (1) 火災、救急及び救助等の各種災害活動
- (2) 防火対象物及び危険物施設の査察改善指示
- (3) 火災予防及び応急手当の普及
- (4) 町が行う災害防衛または救助に対しての支援協力

4 警察（紀宝警察署）

- (1) 災害時における管轄区域の交通規制の円滑な実施
- (2) 災害時における関係機関との緊密な連絡、交通に関する情報収集及び交通規制並びに危険物の保安措置、指導及び取締り
- (3) 災害時における警察の相互援助（応援、派遣）に関する措置及び警察通信、装備資機材等の配備運用
- (4) 災害警備活動に資するため、災害に関する情報収集、各種災害警備活動
- (5) 町長が行う災害防衛活動または災害救助活動に対しての必要な協力

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

- (1) 中部管区警察局
 - ア 管区内各警察の災害警備活動の指導・調整
 - イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携
 - ウ 管区内各警察の相互援助の調整
 - エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制
 - オ 情報の収集及び連絡
- (2) 財務省東海財務局

- ア 災害復旧事業における職員の査定立会
 - イ 災害応急復旧事業のための災害つなぎ資金の短期貸付措置
 - ウ 災害復旧事業財源に係る資金運用地方資金の措置
 - エ 管理する国有財産の無償貸付等の措置
 - オ 金融上の措置
- (3) 東海北陸地方厚生局
- ア 県内の国立病院及び療養所による救護班の編成
 - イ 知事の派遣要請に基づく救護班の派遣並びに災者の医療措置
 - ウ 県外の国立病院及び療養所による応援救護班の出勤
 - エ 県内の国立病院及び療養所におけるり災傷病者の収容治療
- (4) 東海農政局
- ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（地すべり防止区域内の農地区域に限る）等の国土保全事業の推進
 - イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
 - ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導
 - エ 被災地における農作物等の病虫害防除応急措置に関する指導
 - オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
 - カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
 - キ 農林水産省の保有する土地改良機械の地方公共団体への貸付け等
 - ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
- (5) 東海農政局三重農政事務所
- ア 米穀販売業者に対する知事、又は知事の指定する者への精米の売却に関する要請（知事の供給要請による。）
 - イ 知事又は知事の指定する者への政府米売却、又は出荷業者等に対する米穀の売却に関する要請
 - ウ 国が災害対策用として備蓄している乾パンの被災地に対する緊急輸送措置
 - エ その他、県外の米麦加工食品製造業者（パン、麺類、米飯、即席食品等）が保有又は製造する食料品の供給に関する協力
- (6) 近畿中国森林管理局
- ア 防災を考慮した森林施業
 - イ 国有保安林、治山施設及び地すべり防止施設の整備
 - ウ 国有林における予防治山施設による災害予防
 - エ 国有林における荒廃地の復旧
 - オ 災害対策用復旧材の供給
 - カ 林野火災予防対策
- (7) 中部経済産業局
- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡
 - イ 電力、ガスの供給の確保に関する指導
 - ウ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧用資材等）の適正価格による円滑供給を確保するための指導

- エ 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置
- (8) 中部近畿産業保安監督部
- ア 鉱山における災害防止対策の監督指導
 - イ 災害規模に応じた鉱務監督官の現地派遣及び適切な保安措置に関する監督指導
 - ウ 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に関する監督指導
 - エ 災害救助法が適用された場合における料金等の特別措置
- (9) 中部運輸局三重運輸支局
- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
 - イ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - エ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
 - オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
 - カ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
- (10) 第四管区海上保安本部（尾鷲海上保安部）
- ア 情報の収集、伝達及び災害原因調査
 - イ 海難の救助、排出油の防除及び救済を必要とする場合における援助
 - ウ 航行警報を放送する等災害の発生について船舶への周知及び必要に応じて避難の勧告並びに船舶交通の制限または禁止措置
 - エ 海上における消火及び被災者、被災船舶の救助
 - オ 航路障害物に対し、その所有者等に除去を命ずる等必要な処置
 - カ 海上災害の発生するおそれのある海域にあるものに対する火気の使用の制限又は禁止措置
 - キ 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置
 - ク 海上における治安を維持するため、関係法令違反等の取締り
 - ケ 自衛隊の災害派遣要請
- (11) 津地方気象台
- ア 気象、地象、水象の観測とその資料の収集
 - イ 気象、地象（地震及び火山を除く。）、高潮、波浪及び洪水等の予報及び警報を行い、報道機関の協力を求めて、公衆に周知させるように努める。
 - ウ 上記の予報及び警報の発表を行ったときは、県、警察本部、NHK津放送局、西日本電信電話株式会社、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、J R 東海運輸営業部、中部電力三重支店、近畿日本鉄道鉄道事業本部名古屋輸送統括部運転車両部運転課、三重交通及び各民間報道機関等に速やかに通報する。警戒の必要がなくなった場合も同じ。
 - エ 県外気象官署との連絡
 - オ 県防災会議に対する異常気象、地象及び水象等の解説、必要に応じ、台員を派遣し、これらの状況の解説を行う。
- (12) 東海総合通信局
- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整並びに電波の

統制管理

- イ 災害時における電子通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理
 - ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査
 - エ 各種非常通信訓練の実施、又は指導
 - オ 非常通信協議会の育成指導
 - カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与
- (13) 三重労働局（熊野労働基準監督署）
- ア 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施
 - イ 事業所における労働災害発生状況の把握
 - ウ 労働災害と認められる労働者に対し、迅速、適正な保険給付等の実施
- (14) 中部地方整備局（紀勢国道事務所）
- ア 災害予防
 - (ア) 応急復旧資機材の備蓄の推進
 - (イ) 災害から地域住民の生命、財産を保護するための所管施設等の整備に関する計画及び事業実施
 - イ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 情報の収集及び連絡
- (15) 近畿地方整備局（紀南河川国道事務所）
- ア 災害予防
 - (ア) 応急復旧資機材の備蓄の推進
 - (イ) 災害から地域住民の生命、財産を保護するための所轄河川施設等の整備に関する計画事及び事業実施
 - イ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (ウ) 所轄河川施設の緊急点検の実施
 - (エ) 情報の収集及び連絡

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その他業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

- (1) 西日本電信電話株式会社三重支店（和歌山支店）
- 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
- ア 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - イ 災害時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - ウ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信施設の早急な災害復旧措置

(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 三重支店

災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行

- ア 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
- イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
- ウ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信施設の早急な災害復旧措置

(3) KDD I 株式会社中部支社三重支店、a u 三重支店

- ア 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- イ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- ウ 被災通信設備の早急な災害復旧措置

(4) 日本銀行名古屋支店

災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。

- ア 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。
- イ り災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。
- ウ 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。
 - a り災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約
 - b 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までのり災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形交換持出の容認
 - c 災害関係融資について実情に即した措置
- エ 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。
- オ 国債を滅紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。
- カ 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。
- キ 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。

(5) 日本赤十字社三重県支部

- ア 災害時における医療、助産及びその他の救助
- イ 災害救助等に関し各種団体又は個人がなす災害救助の連絡調整
- ウ 救援物資の配分
- エ 義援金の募集及び配分

(6) 日本放送協会津放送局

- ア 住民に対する防災知識の普及及び各種予報及び警報等の報道による周知
- イ 住民に対する情報、対策通知、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(7) 西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- ア 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配
- イ 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送
- ウ 災害り災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免
- エ 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査

- オ 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理
- カ 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理
- キ 線路、トンネル、橋りょう及び盛土等の保守管理
- ク 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保存及び管理
- (8) 関西電力株式会社和歌山支店（新宮営業所）
 - ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
 - イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
 - ウ 地方自治体、警察本部、関係会社、各電力会社等との連携
 - エ 発災後電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
 - オ 電力供給施設の早期復旧の実施
 - カ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
- (9) 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社（鶴殿郵便局等）
 - ア 災害時における郵便業務運営の確保
 - イ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務の取扱い及び援護対策
 - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (ウ) 被災地宛て救助用郵便物の料金免除
 - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
 - (オ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除
 - (カ) 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い
 - (キ) 病院等による医療救援活動
 - (ク) 簡易保険加入者福祉施設を利用した災害救援活動
 - (ケ) 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

7 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

- (1) 紀南医師会
 - ア 医師会救護班の編成及び連絡調整
 - イ 医療及び助産等救護活動
- (2) 報道機関（日本放送協会津放送局を除く）
 - 日本放送協会津放送局に準ずる。
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社等）
 - ア 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
 - イ 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
 - ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
- (4) 三重県トラック協会
 - 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車

(5) ガス事業者（都市ガス事業者及び三重県LPGガス協会）

ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施

イ 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給

(6) 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会、建設業組合等）

災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要な資機材及び融資あっせん、災害時の応急復旧工事に対する協力

(7) 文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、女性の会、青年団等）

被災者の救助活動及び義援金の募集等について協力

(8) 危険物施設等の管理者

町等の防災機関と密接な連絡、並びに危険物等の防火管理の実施

8 自衛隊

(1) 要請に基づく災害派遣

(2) 関係機関との防災訓練への協力参加

9 自主防災組織、自治会及び住民自治協議会等

(1) 地域における災害予防に関すること。

(2) 避難時における地域活動に関すること。

(3) 災害時における地域の初期防災活動に関すること。

第3節 紀宝町の概要

第1項 町の概要

紀宝町は、平成18年1月10日に旧紀宝町と旧鵜殿村の町村合併により誕生した。

町の面積は79.66k㎡で、紀伊半島の南東部に位置し、東は七里御浜で熊野灘に面し、北は御浜町、西を熊野市、南は熊野川を隔てて和歌山県新宮市と接している。

町北西部には紀伊山地からつながる山塊が広く分布し、南東部には住宅地や商業地をはじめ、港湾を活用した製紙工場や製材工場などが立地している。

和歌山県との県境には熊野川が流れ、この流域や七里御浜、奈良県、和歌山県との一部にかけては「吉野熊野国立公園」に指定されている。この地域は、平成16年7月、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録され、町内では、「七里御浜」、「熊野川」、「御船島」の3箇所が世界遺産に登録されている。

また、町の中央部には、北西部の山々に源を発し熊野川に注ぐ相野谷川が流れ、東部の神内川・井田川を含むこれら河川の流域では、平地には水田が、丘陵地にはみかん畑が広がっている。

第2項 町の気象

気候は典型的な海岸性気候で、年間平均気温は16℃～17℃と温暖な気候に恵まれている。しかし、台風常襲地域であることからその被害も大きい。また、日本有数の多雨地帯に属しており、特に短時間の強雨が多いことが特徴である。

第3項 町の人口

紀宝町の人口は平成7年まで増加傾向にあったが、以降ゆるやかに減少を続け、平成17年の国勢調査では12,648人となっている。また、若年層の町外への流出も続いており、高齢化率も上昇している。平成17年の国勢調査では、高齢者人口は3,212人であり、高齢化率は25.4%となっている。

単位：人

	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
男性	5,163	5,369	5,813	6,072	6,146	6,150	6,048	5,934
女性	5,736	5,945	6,364	6,711	6,773	6,771	6,776	6,714
総数	10,899	11,314	12,177	12,783	12,919	12,921	12,824	12,648

国勢調査